

**中小企業プロモーション支援事業（強化支援）
展示会運營業務委託（ギフト・ショー・秋）仕様書**

1 件名

中小企業プロモーション支援事業（強化支援）展示会運營業務委託（ギフト・ショー・秋）

2 目的

第 88 回東京インターナショナルギフト・ショー秋（以下「ギフト・ショー」という。）への出展は、「中小企業プロモーション支援事業（強化支援）（以下、「支援事業」という。）」（事務局：公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）」の支援対象企業が支援事業の一環として行い、成果発表の場として位置づける。また、展示会パビリオン形式での展示会出展を通じ、ノウハウを学ぶことで支援事業終了後の展示会を始めとしたプロモーション活動を自立して行えるようにすることを目的としている。

3 展示会について

下記展示会に出展し、公社借上げスペースの展示会出展を支援する。

会期	展示会名	会場	出展面積	出展企業数
平成 31 (2019)年 9月3日(火)～ 9月6日(金)	ギフト・ショー	東京ビッグサイト	54 m ² (6m×9m) 長方形	6 社 ※1 社/1 小間 (3×3=9 m ²)

4 契約期間

契約締結日の翌日～平成 31 (2019) 年 9 月 30 日 (月)

5 出展コンセプト

【統一コンセプト】

「変化し続ける東京の中小企業 20」

【背景】

- ・ 中小企業プロモーション支援事業（強化支援）の支援対象として選ばれた企業（以下、「支援企業」という。）は、業種・業界の違いはあれ、時代及び事業環境が激変する中で、新たな知見を取り入れ自らを主体的に変える、変わろうとする中小企業である。
- ・ 各支援企業の変化対応力、独自の企業思想、製品・サービスの紹介を、統一コンセプトのもとで表現・発信していくことでインパクトを高め、興味喚起を促し、より多くの集客と注目をさらうことを狙っている。

【展示の方向性】

- ・ 変化し続け新しい価値創造を行っているスマート企業という切り口を前面に出していくため、従来型の公社の屋根の下で各社が自社製品を陳列しているというような展示にしない。ゆえに明確な小間割りはない。ゾーンに分けてその中に各社の製品を 1～数点（大きさによる）出すが、製品開発の裏にある理念・思想等を来場者に訴求することを主眼とする。

【色合い】

- ・展示会の特徴を踏まえ、全体の雰囲気を変えず存在感がある色合いとすること。会社のロゴの色合いに寄せる必要はない。

6-1 委託内容（パビリオンガイドの製作・印刷、展示物の説明パネル作成）

（1）パビリオンガイドの製作・印刷

パビリオンで配布する「パビリオンガイド」を作成する。「5 出展コンセプト」に記載されている事項をもとに、瀟洒で洗練されたデザイン、かつ施工するパビリオンのテイストにも合っていること。サイズや装丁で最適なものを提案すること。パビリオンガイド内には以下の情報を掲載する。パビリオンガイドの印刷数は5,000部とする。

- ・出展製品等の写真（出展者から提供されたもの）（全出展者分）
- ・企業情報等出展製品等の紹介文（全出展者分）
- ・パビリオン内のマップ

（2）展示物の説明パネル（A1 パネル1枚相当目安）

支援企業のブースに展示する、支援企業の企業情報、製品、サービス等を記載した展示物の説明パネル（A1 パネル1枚相当目安）の標準デザイン案を提案する。支援企業の出展内容が明確になった時点で製作に取り掛かることとし、支援企業と協議の上、壁面展示物（A1 パネル1枚相当目安）を製作する。出展内容や出展コンセプトにあわせた提案を行うこと。

6-2 委託内容（展示会ブースデザイン、施工）

（1）展示会ブースデザイン、施工

①設営管理

策定したスケジュールを順守し、主催者及び会場の規則、その他法令等に則り、誠実に実行すること。また、変更等があった場合には実施に際し影響が出ないように調整を行い進めること。

なお、進捗状況等については、公社に随時報告するとともに指示に従うこと。

②運営管理

安全確保義務及び生じる義務・責任はすべて受託者の負担において措置すること。また、そのために必要な人員手配等についても適切に行うこと。

③イベント記録

受託期間中、会期中の記録用に写真または動画の撮影を行うこと。会期中については各出展者を万遍なく撮影すること。撮影した写真・動画に事後編集の必要はない。

④QRコードについて

事業紹介、出展企業のブース等の掲示物すべてに、各社または製品のホームページ等のサイトにアクセスできるQRコードを配置すること。ただし、掲示内容とのバランスを見ながら大きさ等は調整すること。

⑤搬入・撤去

ブース、物品、資材、什器（展示台、テーブル）等、装飾品等の搬入・撤去を行うこと。（見積積算を含む）

(2) パビリオンデザイン・全体イメージ

- ・パビリオン自体に魅力を感じさせる高いデザイン性を持つ瀟洒で洗練されたパビリオン。
- ・ブースの高さは、展示会主催者規定の上限は超えないこと。
- ・公社のロゴは、すべての通路から見えるように配置する。
- ・解放感のある構造と十分な LED 照明（見積積算に含む）を利用して、出展者の製品がパビリオン外部から魅力的に映るよう設計された、周囲から注目を浴びるデザインであること。
- ・展示会の装飾規定等は展示会主催者の規定を順守すること。

(3) 出展者ブース（6 社分）

基本設備	<ul style="list-style-type: none">・パンチカーペット（出展境界が明確なもの）・電源 1ヶ所（100V 交流単相 2線式 10A）・適切な照度の照明（展示する製品に合わせて調整可能とする）
什器	<ul style="list-style-type: none">・製品／出展者紹介ボード・製品の展示に必要な展示台。展示台面積は L：100cm～120cm×D90cm×H90cm（前後）、下部にストックを作る。（展示する製品のサイズに合わせて、高さや置き方のバリエーションを提案する）・出展者ブースの什器もパビリオンのテイストと合ったデザインとする。

(4) エントランス（8㎡程度）

「5 出展コンセプト」に記載したコンセプトに基づき、受付スペース、企画提案物を配置する。いずれもパビリオン内部への動線の始点となるもので展示の要となる。パビリオン全体の雰囲気を継承しつつ、インパクトのあるデザインとする。

- ・ノート PC の載るカウンター 1 台（収納付き）（見積積算に含む）
- ・50 インチのモニター 1 台を展示台に設置（見積積算に含む）
- ・パンチカーペット（見積積算に含む）
- ・適切な照明（見積積算に含む）

(5) その他共用スペース

- ①パビリオン専用の LAN を設置し、Wi-fi で接続可能とし、接続情報を出展者にも共有すること。
（設置、使用に関する費用はすべて見積積算に含む）
- ②出展者やスタッフのバッグ等を収納するための施錠できるストレージ（設置、使用に関する費用はすべて見積積算に含む）をパビリオン内に設置する。

6-3 委託内容（自由提案、その他）

(1) その他自由提案

商談支援や来場招致等について、本事業の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組があれば、見積上限額の範囲内で提案すること。

(2) その他留意点

本仕様の内容について、展示会主催者等との調整などにより変更となる場合は、契約金額

の範囲内において、変更内容に対応すること。また、提案内容が仕様書と違うとき、その違い等について明記されていない場合、仕様書指定の要件・数量を全て満たしているとみなす。

また、本仕様書に定めのない事項に関しては、公社と受託者により別途協議のうえ決定する。

(3) 所有権等

完成した図面及びコンテンツのデータは公社が指定したファイル形式（イラストレータ形式、PDF形式等）でDVD等の記録メディアに保存し、公社に納品すること。

コンテンツ内の著作権については適法に処理を行ったものを使用し、著作権法第27条、28条に定める権利を含むすべての著作権は公社に譲渡すること。受託者は公社に対し著作者人格権の行使をしないものとする。また、所有権等、一切の権利は公社に帰属するものとする。

(4) 報告書の作成

報告書として、受託実施内容をまとめたものを作成し、提出すること。

7 企画提案

①企画提案項目（事業目的を勘案した上で以下の項目について企画提案を行うこと）

業務委託 該当部分	提案項目
6-1 委託内容（パビリオンガイドの製作・印刷、展示物の説明パネル作成）	パビリオンガイドの基本フォーマットデザイン案
	展示物の説明パネル（A1 パネル 1枚相当目安）基本フォーマットデザイン案、全部で8枚、（うち1枚はフロア図、1枚は中小企業プロモーション支援事業の紹介。）
6-2 委託内容（展示会ブースデザイン、施工）	パビリオンの全体のイメージ図 （出展商品として仮に、椅子・テーブル・カーテン・食器・ステーションナリー等雑貨を配置する）
	パビリオン全体（エントランス、出展者ブース）の図面 （来場者のパビリオンへの入りやすさ、内部のスムーズな動線を分かりやすく説明する。受付コーナーには1ヶ所、各社1ヶ所はQRコードを配置する）
	出展者ブースの仕器のバリエーション （出展商品として仮に、椅子・テーブル・カーテン・食器・ステーションナリー等雑貨、各社1ヶ所はQRコードを配置する）
	・モニターでは別途作成する企業、事業の紹介動画を映す予定だが、それ以外にモニターを有効活用できる内容について、実施企画案を行う ・実施企画案を行うために必要な備品は、別途提案する
6-3 委託内容（自由提案、その他）	仕様書記載内容または仕様書記載内容以外で効果的な取組の提案

8 提出について

(1) 提出物について

①企画提案書

- ・原則A4・横版とする。ただし、提案項目等の図面やイメージ図はA3の使用可。
- ・1社1提案とし、総ページ数を20ページ以内とすること。(ページ数に見積りは含まない)

②概算見積書

- ・企画案について必要経費を項目ごとに詳細に積算した上で、総額を計上すること。
- ・見積書作成項目は、6-1～6-3の委託内容で、7企画提案に記載されている事項とする。
- ・見積上限額は、**6,075,000円**(消費税込)とする。
 - ※8部提出すること(1部は応募者名を表紙に記入し、残り7部は応募者名を記入しないこと)
 - ※書類には応募者名が分かるような表現をしないこと。

(2) 提出について

- ①この応募に係る経費は応募者の負担とする。また、提案時に提出された企画案、資料等は返却しないものとする。
- ②応募者の中から、優れた提案を行い、それを実現する能力を有すると認められる者を委託業者として選定する。なお、審査内容は非公開とする。
- ③仕様書との違い等が明記されていない場合、仕様書指定の要件・数量を全て満たしているとみなすものとする。

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報や機密情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払い方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内に指定口座に払い込むものとする。

15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。